

項 目	耕作放棄地に関する事業について	所管部課	農林水産部 農業政策課
-----	-----------------	------	----------------

【内 容】

H26. 7. 24

1. 静岡市の耕作放棄地の現状 (2010年農林業センサスより)

○市の耕作放棄地面積 1,177 h a (土地持ち非農家分除く)

○耕作放棄地面積は5年前(2005年農林業センサス)より103 h a 減少、耕作放棄地率は21.4%で0.4%減少

○一般的に中山間地で傾斜がきつく、農作業の条件が悪い収益性の少ない農地から、耕作放棄が進んでいる。また地形上の理由以外にも農業従事者(耕作者)の高年齢化、茶を中心とした農産物価格の低迷が要因としてあげられる。

静岡市における耕作放棄地面積の推移

(単位: ha)

年	経営耕地面積(A)	耕作放棄地					計(B)	耕作放棄地率 B/(A+B)
		農 家※				土地持ち非農家		
		販売農家	自給的農家	小計	耕作放棄地率			
平成 12 年	5,301	793	230	1,023	16.2%	不明	—	—
平成 17 年	4,587	711	569	1,280	21.8%	823	2,103	31.4%
平成 22 年	4,321	627	550	1,177	21.4%	935	2,112	32.8%
17 年度比較 (面積)	▲266	▲84	▲19	▲103	▲0.4%	112	9	1.4%
17 年度比較 (比率)	94.2%	88.2%	96.7%	92.0%	—	113.6%	100.4%	—

※農家・・・経営耕地面積が 10a 以上の農業を営む世帯(10a 未満でも 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上の世帯: 例外規定農家)

販売農家・・・経営耕地面積が 30a 以上または農産物販売金額が 50 万円以上

自給的農家・・・経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満

2. 取組

(1) 耕作放棄地発生の予防=優良農地を守る方策

- ・農業者に賃貸等利用権の設定を促す(人・法人に貸す)

農業委員会: 農地法による貸借

農業政策課: 農業経営基盤強化促進法による利用権(使用貸借、賃貸借)

特に担い手への面的農地集積を促す。

- ・中山間地域直接支払い制度の活用(中山間地振興課)
- ・農地・水・環境保全事業の活用(農地整備課)
- ・茶園地再編整備事業を活用した小規模基盤整備の実施(農業政策課)
- ・畑地帯総合整備事業による樹園地等の生産基盤整備の実施(受益面積 550ha)等

(2) 耕作放棄の可能性のある農地については

- ・農業委員会による利用状況調査と指導

(3) すでに耕作放棄された農地については

- ・耕作放棄地緊急対策事業を活用して農地を再生する。

耕作放棄地緊急対策事業の概要(農業政策課)

○平成21年度から始まった国の事業(耕作放棄地再生利用緊急対策交付金)の協調助成事業であり、地主から耕作放棄地を無償で借り受け、再生利用をする農業者に対し、再生に係る費用を補助する事業。(国:1/2、県:1/4、市:1/4)

○平成26年度は面積で1ha、市補助金150万円

○国の事業は平成30年度までの実施が決まっている。

### 3. 今後の課題

○農産物価格が低迷し、高齢化が進むなか耕作放棄地解消事業の実施も含めた農業の担い手をいかに確保するか。

○優良農地として確保すべきところは守っていく。また、良い条件の農地となるよう、基盤整備を実施していく。

# 耕作放棄地再生利用に関する支援制度

## 【国の事業】

(耕作放棄地再生利用緊急対策交付金)

## 【県の事業】

(耕作放棄地解消総合対策事業費助成)

県の補助は、市町が県と協調して補助する  
場合に限りです。(10a当たり)

### 1. 荒れた農地を再生しよう

#### 再生作業



自分の農地を再生する場合、再生作業は補助対象外です(国が設定する麦、大豆、そばなどの作物を生産・出荷する場合等は対象となります)。

補助の目安				
整備内容	国補助	県補助	市町補助	補助額計
再生 〔国補助定率を 選択する場合〕	事業費の 1/2	事業費の 1/4	事業費の 1/4	事業費の 10/10
再生 〔国補助定額を 選択する場合〕	5万円	2.5万円	2.5万円	10万円
再生した農地に 係る用排水施設 整備	事業費の 1/2	事業費の 1/4	事業費の 1/4	事業費の 10/10

(注1) 再生作業(土壌改良を含む)が10万円相当以上であることが要件です。  
(注2) 県及び市町の補助額は、事業費によって異なります。

### 2. 土づくりをしよう

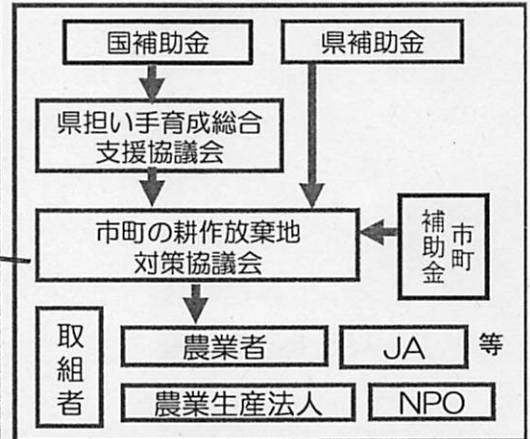


必要に応じ  
2.5万円/10a

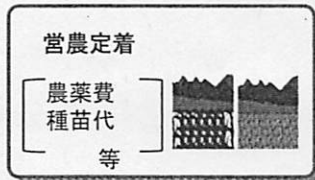
**注意**  
野菜や果樹で規模拡大をしよう。

☆県事業を行うためには、国事業を実施するための要件を満たしていることが必要です。

#### 《事業の仕組み》



### 3. 作付けをはじめよう



作付け1年目  
2.5万円/10a

「米及び畑作物の直接支払交付金の対象作物」と「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」は対象外です。

その他、耕作放棄地を解消し、以下のような営農を補完する施設等の整備にも補助があります。

#### ○施設を整備したい

- ・基盤整備  
農業用排水路や農道の整備等
- ・農業用機械やハウス、果樹棚、防風・防霜施設等の農業用施設  
(※補助金額には上限があります)

補助率  
1/2

#### ○市民農園を整備したい

区画・園路、農機具収納施設の整備

補助率  
1/2

#### 【問い合わせ先】

県、静岡県農業会議、各市町の農業担当課

#### 【県】

- |           |              |
|-----------|--------------|
| 県農業振興課    | 054-221-3298 |
| 賀茂農林事務所   | 0558-24-2076 |
| 東部農林事務所   | 055-920-2158 |
| 富士農林事務所   | 0545-65-2197 |
| 中部農林事務所   | 054-286-9262 |
| 志太榛原農林事務所 | 054-644-9214 |
| 中遠農林事務所   | 0538-37-2268 |
| 西部農林事務所   | 053-458-7209 |

#### 【静岡県農業会議】

県担い手育成総合支援協議会 054-255-7934